

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準の適用

当該事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成20年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している

(4) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	30,000,000	—	—	30,000,000
小 計	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	4,107,078	818	2,918	4,104,978
小 計	4,107,078	818	2,918	4,104,978
合 計	34,107,078	818	2,918	34,104,978

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	30,000,000	—	(30,000,000)	—
小 計	30,000,000	—	(30,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当資産	4,104,978	—	—	4,104,978
小 計	4,104,978	—	—	4,104,978
合 計	34,104,978	—	(30,000,000)	4,104,978